

市民皆さんの活力ある事業をサポートします

「登米市地域協働まちづくり事業」を募集します

- 趣旨**
市民活動団体と市が、お互いの信頼関係のもとに協力し合い、自主性や特性を尊重しながら、地域の特性を生かした事業や、地域のさまざまな課題を効果的に解決する事業を実施する場合、市が活動の支援をします。
- 要件**（※すべての要件を満たす必要があります）
 - ◆市民活動団体の要件
 - ①市内に活動の拠点を有していること。
 - ②構成員が5人以上であること。
 - ③運営や組織に関する規約または会則を定めていること。
 - ④政治活動、宗教活動または営利を目的としていないこと。
 - ◆事業要件
 - ①不特定多数の市民または、社会全体の利益につながるものであること（公益性）。
 - ②市と連携する内容を含むもの、もしくはその可能性が高いものであること（協働の的確性）。
 - ③事業に独自性があり、実現可能であること（実現性）。
 - ④事業による波及効果が期待でき、または新たな展開の可能性が高いものであること（発展可能性）。
 - ⑤事業計画またはその経費において、妥当性があること（妥当性）。
 - ⑥市民負担率がおおむね50%以上あること（地域の役割）。



- 補助金**
講師謝金や印刷代、材料費、機材借り上げ料など、事業実施に要する経費を補助率10分の9以内で、100万円を上限に補助します。※事業の内容により補助率が変わりますので、詳しくは担当部署までお問い合わせください。
- 事業の決定**
審査会などでの審査を行い、補助金を交付することが適当であると認められる事業を決定します。

■対象経費の主な例（団体の運営経費、人件費、備品購入費などは対象とはなりません）

事業区分	対象となる経費	対象とならない経費
人件費	講師などへの謝金	会員や参加者の人件費（旅費、日当含む）
需用費	消耗品費（事務用品など）燃料費（ガソリンなど）	飲食費、事務所の光熱水費など
委託料		事業の一括委託費
使用料 および賃借料	会場やレンタル機材などの借上げ料	会員所有の車両および機材の借上げ料
原材料費	工事材料費（U字溝、砂利、セメントなど）	

- 申込方法・期限**
10月30日（金）まで各総合支所および企画部市民活動支援課に設置している申請書に記入の上、申し込みください。また、記入方法や事業内容・申込方法についての説明をしますので事前にご相談ください。

【問い合わせ】企画部市民活動支援課 市民協働推進係 ☎0220 (22) 2173 FAX0220 (22) 9164
✉shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp

連載 第1回

自分らしく登米らしく 男女が輝くまちづくり

一人一人が生きていきと豊かに生きるため、男女が手を取り合いまちづくりを進める「男女共同参画社会」
今月号では、「男女共同参画社会」の実現に向けた、市の取り組みの一つである条例の制定について紹介します。

（仮称）登米市男女共同参画条例を制定します

市では、市民の創造力を生かした「協働のまちづくり」を進めるため、すべての市民が個人として尊重され、男性も女性も対等に責任を担いながら、よりよいまちづくりを進める「男女共同参画社会の実現」を目指して、（仮称）登米市男女共同参画条例を制定します。

今、わたしたちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化の急速な進行や経済社会の低迷など、さまざまな課題に直面しています。

このような状況に対応し、活力ある登米市を築き上げるため、「男女共同参画基本法」に基づき「登米市男女共同参画基本計画」や「登米市男女共同参画行動計画」などを策定し、さまざまな事業に計画

男女共同参画社会のイメージ図

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互い尊重し合い協力することによって、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参加も進むことによって、男女が共に子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女が共に主体的に地域活動やボランティアなどに参加することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

年齢を超えた多様な意見を取り入れ、実践していくことが重要です。

市民の皆さんとともに 条例をつくり育てます

この条例の制定にあたっては、「市民とともにつくり育てる条例」として、市民皆さんのご意見を取り入れながら条例を作成していきます。市民皆さんとともに身近な条例をつくり育て、それぞれが条例の意義を正しく理解することが、性別にかかわらず男女が主体的にまちづくりに参加する原動力となります。男女が一人一人の能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、「（仮称）登米市男女共同参画条例」を一緒に作っていきましょう。

（仮称）登米市男女共同参画条例策定委員を募集します

（仮称）登米市男女共同参画条例制定へ向けて、広く皆さんの声を反映させるため、策定委員会の委員を募集します。

【募集人員】 3人以内

【応募資格】 次の①～④までのすべての条件を満たす人

- ①市内に住所を有し、現在も居住している人
- ②市内の男女共同参画に関心のある人
- ③公共性の観点から意見を述べられる人
- ④市の職員および市議会議員でない人

【任期】 委嘱を受けてから条例策定まで（2年程度）

【役割】 条例に関する調査および研究、条例の素案の策定、市長への報告のほか、条例に関すること

【組織】 公募（3人以内）や

学識経験者、各種団体の代表者など、15人以内の委員で構成されます。

【応募方法】 次の事項を記載した「応募申込書」（注1）と「作文」（注2）を郵送または持参してください。

- ①氏名
- ②住所
- ③電話番号
- ④性別
- ⑤生年月日
- ⑥職業・勤務先
- ⑦経歴（職

防災ミニ情報

⑪減らない「天ぷら油火災」

「天ぷらなどを揚げる際には火災に注意する」これは、皆さんのだれもが知っていることと思いますが、それほど天ぷら油火災の危険性が認知されているにもかかわらず、天ぷら油による火災は一向に減りません。

皆さんが天ぷら油として、昔からよく使っているサラダ油は、約360～370℃（加熱時間約20分）で自然に加熱発火します。

また、最近では健康志向を背景とし「脂肪を付きにくくする」など、成分に特徴を持たせた食用油がありますが、これらの食用油は、サラダ油に比べ、短い時間で発火することがあります。

炎が油に届いていなければ大丈夫だと油断せずに、その場から離れる時は、必ず火を消し火災を予防しましょう。



歴、学歴など）⑧地域での活動状況 ⑨応募した理由 ※注1 応募は任意の様式または、各総合支所地域生活課および企画部市民活動支援課に備え付けてある申込書に記入。

※注2 作文は「男女共同参画社会づくりに関する課題や抱負について」と題し、400字程度で作成。様式の定めはありません。

※応募書類は返却しません。

【応募期限】 8月18日（火）当日消印有効

【選考】 選考結果などについては、応募者全員に後日通知します。

【申し込み・問い合わせ】

〒987-0511 登米市迫町佐佐字中江二丁目6番地1

企画部市民活動支援課

市民参画支援係

☎0220 (22) 2173

「カエル(変える)！ジャパン」キャンペーン

